

令和2年度 第2回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月20日 14時00分から15時00分

2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室

3 出席委員 (8人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	2番	羽鳥委員
	3番	大武委員
	4番	丹治委員
	6番	官尾委員
	7番	森委員
	8番	守谷委員

4 欠席委員 (2人)

	5番	港委員
	9番	木村委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第7 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第9 議案第6号 村に対して農地中間管理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請について

第10 議案第7号 現況証明願いについて

第11 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

事務次長 末永次長

農地係長 林係長

農地係 田村主事補

7 会議の概要

水野会長 ただいまの出席委員数は8人です。定足数に達しておりますので令和2年度第2回総会を開会致します。日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。

皆様こんにちは。会長をさせて頂くことになりましたのでよろしくお願いたします。1番草の時期ですがまだ終わってない方がいると思われま。忙しい中、色々と集まる機会があると思いますが、今後ともよろしくお願いたします。また、職務代理者に早坂委員に指名させて頂きました。理由と致しましては、全任期の案件の中で特別な案件に対しての意見が農家サイドと他の面からの意見が出てくるので、そのような絡みで推薦させて頂きました。皆様のご協力のもと今期会長を務めさせて頂きますのでよろしくお願いたします。

それでは、今回も数件の案件がありますので慎重審議のほどよろしくお願いたします。

日程第1、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、1番早坂裕君、2番羽鳥元治君を指名致します。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。

小林局長 日程第3、事務報告。令和2年6月9日から令和2年7月19日まで。6月9日、令和2年度第1回農業委員会総会をこの場にて開催されています。委員8名、事務局3名の出席となっております。6月18日、一般社団法人北海道農業会議第89回総会を札幌市にて開催を致しましたが、コロナウイルス感染症の影響に基づいて今回の総会を欠席とさせて頂きました。内容については以上です。

水野会長 事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので御審議願います。令和2年7月20日提出。猿払村農業委員会会長

- 早坂委員 畑の土地を持っていても問題はないの？
- 小林局長 問題はないです。
- 水野会長 ○○○○さんの農地は離農して持っている農地だから問題ない。
- 小林局長 あくまでも、所有者は所有者で一番大事なのは3条資格者で土地を使っているか使っていないかで、現況主義なので農地として使っていれば問題ない。
- 早坂委員 地目畑でも、例えば農家やっていなくても農地を持てるのか？
- 森委員 聞かれている話の相互があって、早坂委員が聞かれているのは農地を全然農家じゃない者が取得出来るのかっていうのと、この人たちは元々農家でそのまま農地を持っていた人が営農を辞めただけで農地を継続持っているってことですよ。聞かれているのは恐らく、全然関係無い人間が農地を、あそこの畑空いたなら自分買うって言って買えるのかって事を聞きたかったんだなと思われまます。
- 小林局長 買う事は出来ません。
- 森委員 出来ませんでしょ。
- 早坂委員 これ元々農家やっていた人が持っているものだと思っているのだけど、そういう場合は全然問題ないの？
- 小林局長 特に問題はないです。
- 早坂委員 ないんだ。
- 森委員 処分しないといけなくなるから、引き取り相手が居なかったら変えないといけなくなるから。
- 早坂委員 賃貸借っていつまで継続してやっていくか分からないけど、今回の片方は一般の人っていうのはなんかちょっと。
- 小林局長 内地の方ではこういった案件が多くて、地主が居て土地を貸してお金を貰うやり方もある。
- 早坂委員 いや、それは良いんだけどさ。農用地の話になんだけどさ。
- 森委員 ただ、農業委員会として営農されていない○○○○さんとか○○○○さんが出

来るならば営農している人に土地を譲渡して、営農している人を使って貰うのが良いんだろうけどそうはなっていないと。委員会としてはなるべくならば、こういう土地は、例えば〇〇〇〇さんの家の土地はもっと沢山農地があるんだろうか、〇〇〇〇さんの畑は営農していないけど土地だけ沢山持っているだろうか、という所が課題なのかなって気がします。大分色々処分されているだろうけど、まだ一部残っているのがこういう畑なのではないか。

小林局長 今回のこれだけの例で言うのであれば、まず〇〇〇〇さんは後から案件に出てくるんですけど、村でこの農地を買うんです。〇〇〇〇さんの案件も買い手がいるんです。

早坂委員 例えば〇〇〇〇さんの場合だと全部売る予定だった土地が1筆残ってしまったっていうことだと思ってしまって。〇〇〇〇さんの場合だと、農地の近くに自分の家があるので全部の農地が売れなかったのかなど。〇〇〇〇さんの土地まだあるの？

小林局長 〇〇〇〇さんはいないです。

早坂委員 ないのでですね。きっとそんな経緯だろうなと思うけど、何かで落ちた分が今回わかったから今回〇〇〇〇さんとかそれに当てはまるのかなって。

小林局長 〇〇〇〇さんは計画通りに土地を村が取得していく2年目で、たまたま今回そこに〇〇〇〇さんが土地を貸している相手が居たってだけで、そこを取得するためには解約をして貰ってから村が取得するための解約届です。

森委員 最近、営農を辞められてその農地が買い手も使い手もないまま、所有者が居なくて相続でバラけてどんどん小作して分からなくなっていく形には、少なくとも私なんかは農業委員になってからはあまりないように務めているし、村の方でも務めているんだなと印象を持っています。なるべくなら営農して、実際経営をやっている人の所に集約してあげるのが一番良いんだけど、全てが全て中々そうはいかないっていうのも、何とか対応しているって事で良いんじゃないかって思っているんですけど。

早坂委員 わかりました。

水野会長 他にありませんか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので御審議願います。令和2年7月20日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

受付番号2番、所在につきまして、次のページになりまして全筆豊里、猿払村豊里2991の2から豊里4100の2合わせて31筆。地目畑。面積952,450㎡。譲渡人と致しまして、豊里〇〇〇〇さん。譲受人と致しまして豊里〇〇〇〇さん。摘要と致しまして使用貸借権、許可日から10年間でございます。

続いて受付番号3番こちらにつきましては、次のページ、所在につきましては猿払村狩別2478の2から狩別3678の3。地目畑。面積18筆合わせて590,974㎡となっております。譲渡人と致しまして狩別の〇〇〇〇さん、譲受人と致しまして狩別〇〇〇〇さんとなっております。使用貸借権で許可日から20年間という形になってございます。

附属の資料議案第3号の見出しの方に今回の第3条の審査表を添付してございます。受付番号2番の〇〇〇〇さんの内容と致しましては、判断項目全て、適応となっております。続いて位置図を添付してございます。

次のページに受付番号3番の〇〇〇〇さんの審査表を添付しており、こちらの判断項目につきましても適応となっております。次のページに位置図が添付してございます。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。

大武委員 〇〇〇〇さんの今回の農地全筆？

小林局長 〇〇〇〇さんについては経営移譲なので全筆。〇〇〇〇さんについてはこれも全筆で、主は年金の絡みでしょ。

林係長 そうですね。

小林局長 年金の絡みで農地の権利を息子さんに渡す。

守谷委員 息子さん村内にいるの？

森委員 います。

小林局長 係長この10年、20年って何だっけ。

林 係 長 ○○○○さんの農地が20年な訳はこのまま○○○○さんが酪農をするってことで10年以上ならという事で。最近の親子間の使用貸借権はなるべく長く設定するようなことを事務局としては推奨してました。同じように○○○○さんもって考えたのですが、農地以外の部分も含めて○○○○さんから○○○○さんに所有権をどんどん移転していきたい、要は贈与を考えているらしいですけど、まだその辺が詳しく決まっていないう事がありました。ただこのタイミングで農地を手放す手続きをしないとないってあったもんですから、基本的に皆さん年金のための権利の移転って事は10年の使用貸借権やられているので、まずはそれでゆくゆく決まったらその都度相談させてくださいって言われておりますので、まずは使用貸借10年という事を福永さんは申請しております。

森 委 員 わかりました。ありがとうございます。

水野会長 他に質疑ありませんか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について、事務局より説明致します。

小林局長 日程第7、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請の提出がありましたので御審議願います。令和2年7月20日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

場所につきましては、浅茅野台地342の192。地目畑。面積23,051㎡のうち2,934㎡となっております。利用者につきましては○○○○さん。転用の内容につきましては農業用施設となっております。

附属資料の見出し議案第4号を見て下さい。こちらの方につきましても第4条の審査表を添付してございます。中身を精査した結果許可相当と判断しましたのでご確認をお願い致します。最後に今回の建物を建てる位置、転用案件農業用施設という事で機械庫を建設する予定でございます。こちらもご確認お願い致します。内容については以上です。

早坂委員 はい。この面積って言うのはね機械庫の面積の何倍って決まりがあるのです

か？

林 係 長 転用の面積って事ですか。

早 坂 委 員 うん。

林 係 長 一概に機械庫が何㎡であれば上限何㎡って事はないです。

早 坂 委 員 なら、極端な話全部施設用地にして機械庫を少しの部分にするって事が可能な
のですか？

小 林 局 長 実際に転用をする時って必要最低限で切るのが良いんですよね。畑を潰すには
必要な面積がこれだけ必要と極力そこに同じぐらいの大きさの面積で転用する
のが本来の姿なのですが、作業だとか分筆することによって潰れちゃうだど
か。

早 坂 委 員 上限の決まりはないのかい？例えば単純に農業用施設の3倍までは良いとか。
そういう決まりとかないの？

小 林 局 長 特にないです。

早 坂 委 員 ないんだ。

林 係 長 各道路の角地とかなればまた条件が違いますし。

早 坂 委 員 そういう住宅とかでもないの？

小 林 局 長 住宅もないけど。

林 係 長 その申請の妥当性をこの総会で判断する。

大 武 委 員 農家の場合は機械の切り回し地とか入れるんでしょ？

水 野 会 長 うん。これもその部類に入ると思うね。

大 武 委 員 そうですよ。

水 野 会 長 機械庫って事は牽引だとか作業機は場所を取るからその絡みでこの範囲で切
ったのかな。

- 森 委 員 結構大きいよねこれ。
- 早 坂 委 員 面積は良いんだけどさ、そういう決まりみたいのがあるのかって思ったので確認してみました。ないのですね、わかりました。
- 水 野 会 長 他にございませんか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。
- 委 員 一 同 (異議なしの声)
- 水 野 会 長 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

- 小 林 局 長 日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、御審議願います。令和2年7月20日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

まず、1件目と致しまして所の2。浅茅野台地342の209。現況採草畑、地積30,995㎡から合わせまして23筆、合計1,083,726㎡。対価と致しまして41,140,000円。所有権の移転の時期令和2年7月20日から引渡し時期と致しまして令和2年9月14日。譲渡人と致しまして浅茅野台地〇〇〇〇さん。譲受人と致しまして公益財団法人北海道農業公社。譲渡理由と致しまして農地を売渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買受け、有効活用を図るとなっております。

続きまして、所の3。所在地豊里3178の2。採草畑。地積86,968㎡。所有権移転で1,739,360円。所有権の移転時期と致しまして令和2年7月20日から引渡し時期と致しまして令和2年9月30日となっております。譲渡人と致しまして鬼志別北町〇〇〇〇さん。譲受人と致しまして猿払村。譲渡理由と致しまして農地を売渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買受け、公共牧場の利用拡大を図るとなっております。

続きまして、所の4。所在地鬼志別東町291番地。採草畑。地積72,601㎡。所有権移転で1,386,946円。所有権の移転時期と致しまして令和2年7月20日から引渡し時期と致しまして令和2年9月30日となっております。譲渡人と致しまして浜鬼志別〇〇〇〇さん。譲受人と致しまして猿払村。譲渡理由と致しまして農地を売渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買受け公共牧場の利用拡大を図るとなっております。

続いて、所の5。所在地浜鬼志別。採草畑。地積4,988㎡から合わせまして7筆、合計185,219㎡。所有権移転で1,589,751円。所有権の移転時期と致しまして令和2年7月20日から引渡し時期と致しまして令和2年9月30日となっております。譲渡人と致しまして浜鬼志別〇〇〇〇さん。譲受人と致しまして猿払村。譲渡理由と致しまして農地を売渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買受け公共牧場の利用拡大を図るとなっております。

続いて所の6。浅茅野台地342の89。現況採草畑。地積44,943㎡から合わせまして2筆、合計55,831㎡。対価と致しまして2,489,950円。所有権の移転の時期令和2年7月20日から引渡し時期と致しまして令和3年2月26日。譲渡人と致しまして浅茅野台地〇〇〇〇さん。譲受人と致しまして浅茅野台地〇〇〇〇さん。譲渡理由と致しまして農地を売渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買受け、有効利用を図るとなっております。

こちらの方につきましても附属資料の議案第5号の見出しを開いてください。こちらの方に18条の審査表を添付しております。項目判断理由、判断理由と致しましては適合となっております。1枚目〇〇〇〇さんの審査表。次は場所の図面を添付しております。

続きまして、猿払村と〇〇〇〇さんについても判断理由とすれば適合となっております。次に場所の図面を添付しております。

続いて、猿払村と〇〇〇〇さんの審査表となっておりますこちらも適合となっております。次のページには場所の図面を添付しております。

続いて、猿払村と〇〇〇〇さん。こちらの方についても判断理由適合となっております。図面の方も添付しております。

続いて、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの分についても、判断理由と致しましては適合となっております。その次のページには図面の方を添付しております。内容の方のご確認お願い致します。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。

森委員 これ、〇〇〇〇さんの畑の売渡しの金額っていうのは、牧草地の部分だけではなくて、沢の部分もあり、以前からこの土地は賃貸借でやってきたところですよね？

小林局長 そうです。

森委員 そうなのがあってこの値段ってことですよね？

小林局長 そうですね。あくまでも1筆の中に農地があって、周りには原野があってそれも一応中山間上の面積で算出した部分で畑を出して、原野の部分は評価価格で出しているの値段ですね。

森 委 員 ○○○○さんはほとんど使える畑だってことですね。

小 林 局 長 そうですね。

守 谷 委 員 ○○○○さんのところは○○○○が借りて、○○○○が買うの？

小 林 局 長 そうです。

守 谷 委 員 そういう形になるの。

小 林 局 長 今まではさっきの解約届を出す前は○○○○が使っていたんだけど、そこは地元の方で整理して頂いた部分で、○○○○がその部分を買う。

守 谷 委 員 したら、これ今後は○○○○が使うってことになるんだね。

小 林 局 長 そうです。

森 委 員 ていうか、所有権移転だもんね。

林 係 長 補足しますと、○○○○さんがそのまま買うって予定でもいたそうなんです。ただこの図面でいった所の赤く塗った所の隣の土地が、○○○○さんの土地になるんですけど、これ後の議案に出てくる案件で、合理化に乗る土地で、○○○○さんのこの土地は今後、○○○○さんに合理化の買い手になるので、○○○○さんからしてみればここも使えれば土地が一体となり良いんだよねって。そのあたりの話を聞いて、そしたら○○○○さんに譲るような形になったそうです。

小 林 局 長 これも、合理化なんだよね。○○○○さんのもの。

林 係 長 ○○○○さんもそうです。今回実際に買ってもらうための手続になっています。

森 委 員 これ、あれですよねリース事業に乗っかるための前段ですよね。

小 林 局 長 そうです。

水 野 会 長 他にありませんか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第9、議案第6号、村に対して農地中間管理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請についてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第9、議案第6号、村に対して農地中間管理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請について。今般、農地の所有者から農業委員会にあっせん
の申出があった農用地について、現時点において利用関係の調整が整っていない
ところであるが、将来優良担い手農家へ農地の集積を図るため農地中間管理機構
による買入れが特に必要であると認め、村に対し要請を行って宜しいか御審議願
います。令和2年7月20日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

買入協議を行う農業者につきましては、〇〇〇〇さん。こちらは附属資料の議
案第6号の方を開いていただきたいと思います。こちらの方につきましては、所
有権移転のあっせん書の方を添付してございます。こちらの2ページ目の方にあ
っせんの農地の一覧表が添付してございます。〇〇〇〇さんの場合につきましては
は、合わせて53筆。面積で1,172,525㎡となっております。その図
面につきましては、6枚ほど添付しているかと思えます。

続いて、買入協議を行う農業者といたしまして〇〇〇〇さんとなっております
。こちらの方についても別紙のとおりとなっておりますので、4筆。面積で
54,285㎡となっております。こちらの方も引き続き図面の方を添付して
ございますので、ご覧に頂けたらなとございます。内容について以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。
質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第6号、村に対して農地中間管
理機構による農用地の買入協議が必要である旨の要請についてを原案通り可決、
決定いたします。

日程第10、議案第7号、現況証明願いについてを議題といたします。内容に
ついて事務局より説明します。

小林局長 日程第10、議案第7号、現況証明願いについて。下記のとおり、現況証明願

いの提出がありましたので、御審議願います。令和2年7月20日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

筆につきましては、浜鬼志別4214の5、現況につきましては、農地採草放牧地以外となっております。面積283㎡。利用については過去5年以前より宅地利用となっております。所有者につきましては、〇〇〇〇さん。

もう1筆、浜鬼志別4214の10。現況につきましては、農地採草放牧地以外となっております。面積として52㎡。利用については過去5年以前より原野利用となっております。所有者につきましては〇〇〇〇さんとなっております。

こちらの位置図につきましては、附属資料の見出し第7号に添付してありますのでご確認お願い致します。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第7号、現況証明願いについてを原案通り可決、決定いたします。

日程第11、その他。その他として、事務局から何かありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第2回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦労様でした。

議長 水野正継

会議録署名委員

早坂裕

会議録署名委員

羽鳥元治